

令和6年度第3回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和7年3月18日（火）

逗子市総務部情報公開課

令和6年度第3回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和7年3月18日（火）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第4会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 保有個人情報の目的外利用・提供について（報告）
3. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	横 山 美 子
委 員	森 田 明
委 員	野々山 隆 幸
委 員	山 本 幸 穂

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

情報公開課長	大 澤 道 英
情報公開課 主 任	齋 藤 好 男
情報公開課 主 事	加 藤 美 佳 子
情報公開課 計 用 年 職 員 会 任	高 橋 清 美

会議の公開・非公開の別 公開（議題（２）については非公開）

傍 聴 者 なし

配 付 資 料

- ・ 第３回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 逗子市個人情報保護運営審議会議事録（令和６年度第２回）
- ・ 【資料１】 保有個人情報の目的外利用・提供について
- ・ 【資料２】 個人情報ファイル簿一覧
- ・ 【資料３】 個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・ 【資料４】 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

午前 10 時 00 分開会

○安達会長 おはようございます。

それでは、令和 6 年度第 3 回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本日の会議は要件を満たしております。

では、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 それでは、議題に入ります。

議題 1 は、逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてです。

事務局からお願いします。

○大澤情報公開課長 令和 6 年 7 月 26 日に開催しました令和 6 年度第 2 回個人情報保護運営審議会の議事録を決定いただきたいと思います。

○安達会長 皆様、既に校正を済ませておられると思いますが、まず、修正内容等についてご確認ください。

いかがでしょうか。

特にございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、お手元に配付しました議事録のとおり承認することよろしいでしょうか。

では、御異議ないようですので、令和 6 年度第 2 回個人情報保護運営審議会議事録としては、確定とさせていただきます。

○大澤情報公開課長 ありがとうございました。

続いて、今後の議事録の御承認方法について、皆様から御意見をいただければと思います。

従来、個人情報保護運営審議会の議事録は、開催の都度、前回の議事録を御承認していただいております。個人情報の保護に関する法律が適用された令和 5 年 4 月以降は、審議会の所掌事項を見直したことにより、以前より開催回数が減少したため、次の審議会の開催までの間隔が空くようになり、議事録の決定、公表までに時間を要するようになりました。つきましては、会議の開催の間隔が空いてしまう場合の議事録の御承認方法について、御意見をいただ

ればと思います。

現在の議事録の作成手順は、会議終了後に事務局が議事録案を作成し、委員の皆様へ郵送で送付し、校正をお願いしています。受け取られた委員の皆様は、議事録案を朱書き訂正の上、御返送いただいております。ここまでは今までと同様に行ってまいりたいと思います。

その後、皆様に訂正いただいた内容を反映した最終案について、審議会で御承認をいただいておりますが、次の審議会の開催までに間隔が空いてしまう場合には、議事録の決定、公表までに時間を要することから、議事録の最終案をオンラインストレージ等で、こちらパスワード付きの形になりますが、委員の皆様へ送信し、修正内容を御確認いただき、その御返事をいただくことで議事録の御承認をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○安達会長 ただいま、事務局から御提案がありました会議録の承認方法についてですが、御質問、御意見等ございますか。

いかがでしょうか。

最初の議事録案については、郵送で従来どおり送付していただいて、それについて、訂正がある場合には、この議事録案に朱書きで訂正を加えたものを送り返していただくと。その後は、最終的な案について、これはオンラインでお送りして、パスワードがついた形でお送りしたものについて御承認いただければ、確定ということになりますけれども、いかがでしょうか。

御異存ありませんか。

〔「結構だと思います」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 それでは、今後は会議録の承認方法については、開催間隔が空いてしまうことが多いですので、送信された議事録はオンラインで確定するという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、そのように決定いたします。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。

○安達会長 では、続いて、議題2に入りますが、保有個人情報の目的外利用・提供についてを扱います。

本議題の内容につきましては、その多くが警察の犯罪捜査等に関わるもので

ありまして、会議を公開することにより、公共の安全の確保に支障を来すおそれがあると思われます。会議は原則公開ですけれども、非公開情報に該当する事項を審議する場合には、会議を非公開とできるという例外規定が逗子市情報公開条例第20条第1項及び逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領に規定されておりますので、本案件の審議が終了するまでは非公開としたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「異議ありません」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、異存がないということでしたので、ここから非公開といたします。

(非公開)

○安達会長 それでは、議題2が終了しましたので、ここから会議は公開といたします。

議題の次の3のほうになります。その他ですが、事務局からお願いします。

○大澤情報公開課長 それでは、その他として、報告が5件と日程調整があります。

1番目、逗子市個人情報の保護に関する条例の一部改正について、2番目、通話録音装置の導入について、3番目、個人情報ファイル簿について、4番目、個人情報事務登録簿について、5番目、特定個人情報保護評価書について。

まず1点目、逗子市個人情報の保護に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

5月17日開催の第1回個人情報保護運営審議会、こちらは前の任期の委員の皆様にご審議いただきましたが、第1回審議会で答申をいただきました諮問5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う逗子市個人情報の保護に関する条例の改正につきましては、令和6年12月の逗子市議会第4回定例会において、議案が可決されましたので、刑法等の一部を改正する法律の施行に合わせ、令和7年6月1日に施行されることとなりました。

主な改正内容は、刑法の改正に伴い、懲役刑を拘禁刑に改めるなどの改正を行ったものです。

こちらが報告の1点目となります。

○安達会長 ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ございますか。
よろしいでしょうか。

これは法律の改正ということだと思いますので、法律のとおりとなりますけれども。

○大澤情報公開課長 そうですね、施行は6月1日になります。

○安達会長 では、引き続き、次の件についてお願いします。

○大澤情報公開課長 次に2点目、通話録音装置の導入について御報告申し上げます。

令和7年度予算案が先週の市議会で一部修正の上、可決されました。新年度予算には、市役所で受ける電話、市役所からかける電話の通話音声を録音する通話録音装置の導入経費が計上されています。入札手続を経て、夏以降に通話録音装置の導入を予定していますが、導入に合わせて通話音声の個人情報としての取扱いについても検討しておりますので、具体的な取扱方法が決まりましたら、改めて御報告させていただきます。

○安達会長 ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ございますか。
いかがでしょうか。

市役所で受ける電話と市役所からかける電話の通話音声を録音すると、そういうことで、通話録音装置の導入をしたいという内容ですけれども、具体的には、今年夏以降に導入される予定ということですね。

○大澤情報公開課長 はい。

○安達会長 その際の録音音声の個人情報の取扱いの問題になり得ますけれども、これについては、別途具体的な取扱方法を検討中ということですか。

○大澤情報公開課長 はい。

○安達会長 これは全ての電話ですか。全ての電話について録音するんですか。

○大澤情報公開課長 かかってくるもの、かけるものは全てだと聞いています。
内線電話は録音しないと聞いていますけれども、外からかかってきたもの、こちらからかけるもの全てが対象になりますので、現状今検討している内容で言いますと、機器を保管するのが庁舎管理の課なんですけれども、その情報の内容を把握しているのが、話している所管課で、個人情報として、機械的に音声

を保管しているのは庁舎管理課なんですけれども、その内容について、把握しているのは所管課なので、情報の所管をどうしようという話と、どこで所管課に引き継ぐか、このような話が課題として難しいかなというふうに思います。

○安達会長 その通話録音装置の運用に関する規則のようなものはつくるんですか。

○大澤情報公開課長 全国的にこういった状況は増えていまして、やはり要綱ですとかそういうものは、制定されていますので、そこの中の1つの項目として、個人情報の扱いをどうするかというのは出てくるだろうというふうに考えています。

○安達会長 かなり膨大な内容でございますよね。

○大澤情報公開課長 まず、電話自体は、庁内に50課以上ありますし、そこが仮に1日5件かけるか受けるかとすれば、日に250件以上とかあります。他市の状況で見ますと、30日で消去されるものから、長いところだと1年以上保管するものもあります。それをどうするかという点、通話内容の氏名などから個人情報となる可能性は否定できないところでもありますし、その音声の特性上、声を聞けば分かるという事態なんかもありますので、ただ、保管している庁舎管理課は、音声聞いただけでは何も分からないと思うんですね。話しをしている所管課の情報なので、そのところをどこから情報を引き継ぐかですとか、そういうところについて、技術的な部分も考えなければいけないなというところになります。

○安達会長 いろいろ難しい問題はあるような気はしますが、かなり電話等の問合せとか、お答えとかでトラブルが、言った言わないというトラブルがあったりしまして、そういうことを背景にしてでしょうね。

○大澤情報公開課長 そうですね。市側のほうが失礼なことをするというケースももちろんありますが、やはりカスタマーハラスメントのようなことも当然出てきますので、やはり全体としてそういった情報を残していく流れに、逗子市のほうも入っていくという形で、運用に当たっては全国的な運用の仕方を研究していますので、それに倣った形にはなろうかとは思いますが、ただ、持つべき情報が膨大だと、所管としては大変だろうなというのは実務的にはちょっと感じるところです。

○安達会長 ほかの自治体でかなり導入は進んでいるのでしょうか。

○大澤情報公開課長 それなりにですね、お隣の葉山町ももう入っていると聞いていますし、県内でももう幾つか事例のほうはあると聞いています。

そのときに出てくるのが、ちょっと細かい話ですけども、個人情報保護法の観点からいいますと、最初に音声のときに、銀行とかであるのが、「この通話は録音させていただきます」というアナウンスをして、それに対しての録音を、「サービス向上に役立ってます」というのもあるんですが、ああいったアナウンスをしたいんですけども、今度、こっちからかけたときは、そこをどこでやるんだろうとかいうところも。

それについては、個人情報の収集に当たるときは、事前のアナウンスを、他市でいうと、ホームページの中で、録音させていただいていますとかということに記載したりとか、だから、他市の事例を参考にできるのは頼もしいところではありますけれども、逗子市のルールとして定めていかなければいけない問題かと思います。

○安達会長 仮に市民の方から電話の録音をやめてほしいという意見があったらどうするんですか。

○大澤情報公開課長 政策判断ですから、その意見が市民の総意とまで言えるほどのレベルになれば、政策転換は当然にあり得るんでしょうけれども、全国的な動向からすれば、方向性を変えるという判断にはならないと思います。現状は装置を導入して、電話応対に対するサービス向上に努めたいという形で今、準備のほうが進んでいるという状況です。

○安達会長 ほかに、今の件に関して御質問等ありますか。

何かと難しい問題を含んでいるような気はしますがね。

よろしいですか。

では、引き続き、その個人情報の取扱いについて十分な御検討をお願いします。

○大澤情報公開課長 はい。

○安達会長 では、この件については以上とさせていただいて、次の件についてお願いします。

○大澤情報公開課長 次に、3点目、個人情報ファイル簿についてです。

個人情報の保護に関する法律において、保有個人情報を含む情報の集合体であって、保有個人情報を容易に検索することができるように、体系的に構成したものを個人情報ファイルと定めています。

個人情報の保護に関する法律第75条には、行政機関の長等は個人情報ファイルの名称や利用目的、記録項目などを記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないとされています。

この個人情報ファイル簿の新規作成、変更の状況について御報告させていただきます。

資料2、個人情報ファイル簿一覧を御覧ください。

では、お願いします。

○加藤情報公開課主事 では、個人情報ファイル簿につきまして、前回の審議会での御報告以降の令和6年6月1日から令和6年12月31日までについて御報告いたします。

資料2の最後のほう、3ページ目を御覧ください。

変更と新規を記載しております。

まず、変更が1件、新規が4件となっております。

変更の1件について、御説明します。

実施機関は市長です。経済観光課、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）情報ファイルです。

こちらは、もともと財政課のふるさと納税寄附者管理ファイルとして登録があったものですが、所管替えにより経済観光課の事務に変更したものです。

また、事務の内容に変更はありませんが、ファイル名について、より具体的な名称に変更しております。

続いて、新規4件について御説明します。

実施機関は全て市長です。

4件とも社会福祉課の給付金関係の事務となっております。

54番、令和5年度逗子市住民税非課税世帯等に対する生活支援金（1世帯当たり7万円）対象者ファイル。

55番、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付（1世帯当たり10万円）及び低所得者の子育て世帯への加算（児童1人当たり5万円）対象者ファ

イル。

56番、逗子市住民税非課税世帯等に対する生活支援金支給事業ファイル。

57番、逗子市所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事業ファイルです。

54番と55番に関しては、令和5年度に完結している事務となりますが、所管課より遡って報告があったため、新規として追加しております。報告が遅れまして申し訳ありません。

56番、57番に関しては、個人情報ファイルの名称から年度を取りまして、今後の給付金支給事務に対応できるよう新規登録をしたものです。

今までは国から単年度ごとに給付金支給実施の連絡が来るため、翌年度も継続する事務なのかが不明であったことから、それぞれの年度の事業について、ファイル簿及び登録簿を作成しておりましたが、結局毎年続いているという状況がございますので、同様の目的であるものとして、事業ごととせず統一したものとなります。

ファイル簿についての説明は以上になります。

○安達会長 ただいまの報告に対して、何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

では、次をやります。

○大澤情報公開課長 次に4点目、個人情報事務登録簿についてです。

資料3、個人情報事務登録簿の変更状況集計表を御覧ください。

先ほどの個人情報ファイル簿は、法律に作成、公表が義務づけられていましたが、こちらは逗子市個人情報の保護に関する条例で、個人情報を取り扱う事務について帳簿を備えつけることを定めています。

個人情報ファイル簿においては、個人情報ファイルに記録されている本人の数が1,000人未満である場合などでは、個人情報ファイル簿の作成公表が義務づけられませんが、個人情報事務登録簿は、個人情報を取り扱う全ての事務を作成の対象としています。

その個人情報事務登録簿の新規作成、抹消、変更の状況について御報告させていただきます。

○加藤情報公開課主事 個人情報事務登録簿について、報告をさせていただきます

す。

資料3の1ページ目は、今年度の登録状況となっております。12月末までの状況となります。

資料3、2ページ以降に今回報告すべき案件が表になっております。

登録簿の個票は、右上のほうに番号が振っているものがございますので、こちらも併せて御説明のときに御覧いただければと思います。

それでは、御説明します。

新規は33件、変更は204件、抹消が10件となっております。

今回数が多いので、新規の33件について個票を用意しております。こちらの御説明をさせていただきます。

実施機関は、市長が18件、消防長が11件、議会が1件、教育委員会が3件となっております。

実施機関が市長のもの18件につきまして、説明します。

1番目から、企画課です。事務の名称は、逗子市女性のテレワーク支援業務です。

こちらは、市内在住の25歳から44歳の女性を対象にテレワークを支援するセミナーを開催するものです。

記録の内容については、個票の記載のとおりとなります。お手元の資料でご確認をお願いいたします。

こちら25歳から44歳の女性を対象ということなのですが、こちらについては、女性の就業率が全国的にM字型のカーブになっていることがありますが、逗子は特にこの年代の就業率の低下が大きいということで、この方たちを支援する目的で行ったものということでした。

続いて、2番目、防災安全課です。事務の名称は、逗子市避難行動要支援者避難支援計画懇話会です。

こちらは、逗子市避難行動要支援者避難支援計画の策定及び進行管理について、広く市民、関係者等との意見を聴取することを目的に懇話会を開催するものです。

3番、防災安全課です。事務の名称は、逗子市安全安心に関する懇話会です。

こちらは、逗子市総合計画に基づき、防災や防犯に係る諸問題等に対し、広

く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に懇話会を開催するものです。

今申し上げた防災安全課の2件につきましては、それぞれ事務の開始年月日が平成25年5月1日と平成29年2月1日となっておりますが、登録簿に記載がされていなかったため、今回新規での登録となりました。報告が遅れ、申し訳ありませんでした。

続いて、4番目、市民協働課です。事務の名称は、（仮称）逗子市人権施策推進指針策定検討会事務です。

こちらは、当該検討会の設置、管理を行うものです。

5番にいきます。経済観光課です。事務の名称は、寄附金事務（ふるさと納税）です。

こちらは、先ほどファイル簿でも御報告したとおり、財政課から所管替えとなったものです。

内容としましては、ふるさと納税の寄附者を指定し、納付書発行、お礼状送付、寄附金税額控除等に係る事務を行うものです。

続いて、6番、7番、10番、11番に関しまして、先ほどファイル簿で御報告したものととなります。

内容は4件とも給付金関係の事務ですので、まとめて御報告させていただきます。

4件とも社会福祉課です。事務の名称は、6番、令和5年度逗子市住民税非課税世帯等に対する生活給付金（1世帯当たり7万円）支給事務。

7番は、令和5年度逗子市住民税均等割のみ課税世帯への給付（1世帯当たり10万円）及び低所得者の子育て世帯への加算（児童1人当たり5万円）支給事務。

10番、逗子市住民税非課税世帯等に対する生活支援金支給事業。

11番、逗子市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事業です。

内容は、それぞれ事務の名称に記載されている世帯に対して、給付金支給対象者の確認を行うものとなります。

続いて、前後しますが、8番、社会福祉課になります。事務の名称は、重層的支援体制整備事業です。

こちらは、社会福祉法に基づき、8050問題、ダブルケア等、複合的複雑化した課題に対応するため、重層的支援体制を整備するものです。

9番、社会福祉課です。事務の名称は、生活困窮者自立相談支援等事業です。

こちらは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が地域において自立した生活を営めるよう支援するものです。

続いて、12番、高齢介護課です。事務の名称は、介護人材確保事業です。

こちらは、市内の介護事業所等への人材確保を目的として、事業所に対する採用経費の補助、介護職員に対する事業所就労及び研修受講の助成を行うものです。

13番、国保健康課です。事務の名称は、高額療養費（外来年間合算）支給業務です。

こちらは、長期療養を受けている方の高額療養費の負担が増えないよう計算するものです。

14番、環境都市課です。事務の名称は、都市計画基本図の修正業務です。

こちらは、課税課が保有する高解像度航空写真を利用して、都市計画基本図の修正を行うものです。

15番、まちづくり景観課です。事務の名称は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付事務です。

こちらは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の交付決定審査に当たり、補助金交付要件への適合状況等を確認するものとなります。

16番、資源循環課です。事務の名称は、逗子市指定収集袋標語及びイラスト募集です。

こちらは、市制70周年を記念し、逗子市指定のごみ袋に掲載する標語とイラストを募集するものです。

17番、子育て支援課です。事務の名称は、令和5年度子育て世帯等への応援給付金支給事務です。

こちらは、子育て世帯等への応援給付金支給に係る事務を行うものです。こちらすみません、令和5年度の事務ですが、報告が遅れました。申し訳ございません。

続いて、18番、保育課です。事務の名称は、放課後児童クラブ事業です。

こちらは、放課後児童クラブでの犯罪の防止及び抑止のため、防犯カメラを設置し管理するものになります。

続きまして、実施機関が消防長のもの11件につきまして、御説明いたします。

19番、消防予防課です。事務の名称は、逗子市危険物安全協会運営事務です。

こちらは、逗子市危険物安全協会に係る事務を行うものです。

20番、消防予防課です。事務の名称は、防火対象物点検報告制度に関する事務です。

こちらは、防火対象物の基準適合状況に関する事項について、指導するものです。

21番、消防予防課です。事務の名称は、防火対象物に係る表示制度に関する事務です。

こちらは、防火安全対策及び関係者の防火認識を高め、防火管理業務の適正化を促進するものです。

22番、消防予防課です。事務の名称は、消防法令適合通知書等の交付事務です。

こちらは、防火対象物に係る消防法令適合通知書の送付等を行うものです。

23番、警備第一、第二課です。事務の名称は、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出です。

こちらは、火災、救急、救助、その他災害出場時の情報収集を図るものです。

続いて、24番と26番と28番について、事務の名称は、消防訓練実施計画等の届出になりますが、こちらは内容が共通するものになりますので、まとめて御報告いたします。

所管課はそれぞれ警備第一、第二課、小坪分署、北分署です。こちらは、119番通報及び調査機構の取扱訓練を実施するものです。

続いて、25番と27番と29番について、名称は立入検査とありますが、こちらもまとめて御報告させていただきます。

所管課は、警備第一、第二課、小坪分署、北分署です。こちらは、火災予防のため、必要がある場所に立ち入って対象物等の位置、構造、設備及び管理の

状況を検査し、適切な火災予防の指導を行うものです。

この立入検査は、従前より消防予防課で登録のあるものでしたが、警備第一、第二課と小坪分署、北分署でも行うものであり、登録簿が未作成であるということが判明したため、今回新規の登録となりました。

続きまして、実施機関が議会のものが1件です。30番、議会事務局です。事務の名称は、旧指定放課後等デイサービス事業所海山時間の行政事務調査特別委員会に関する事務です。

こちらは、地方自治法第100条の規定により、旧放課後等デイサービス海山時間不正請求問題における行政事務についての調査を行うものです。

続いて、実施機関が教育委員会のものが3件ございます。

31番、学校教育課です。事務の名称は、県費負担教職員人事事務です。

こちらは、県費負担教職員の人事管理を行うものです。

32番、学校教育課です。事務の名称は、教職員公務災害です。

こちらは、県費負担教職員の公務災害、通勤災害の手続を行うものです。

33番、学校教育課です。事務の名称は、学校給食のアレルギー対応事務です。

こちらは、アレルギーを持つ児童の状況に応じたアレルギー対応食を提供するための事務となります。

新規は以上となります。

○大澤情報公開課長 ただいまの御報告につきまして、何か御質問等ございますか。

○安達会長 いかがでしょうか。

私のほうからちょっと質問ですが、件数はたくさんあると思うんですけども、新規の登録なんですけど、登録漏れが今までたくさんあったということで、それを追加されているということは分かりましたけれども、事務開始年月日の記載が全くないところが、消防長関係と教育委員会関係、かなりあるんですけども、これは何とかならないんでしょうかね。

○大澤情報公開課長 実際に時点が分からないものというのが実際のところで、今回、例えば消防予防課なんかかなりの件数、今回追加させていただいたんですが、もともと従前からあった事務でいうと、例えば予防業務という事務が

ありまして、実際に立入検査がないと個人情報の収集がないので、開始時期としては、旧個人情報保護条例の施行は平成4年であったことから、それ以前からの事務であったと思います。

○安達会長 従前からやっているであろうというふうに思われるんですかね。

○大澤情報公開課長 消防の立入検査なんかだと、やはりかなり昔からあったでしょうというのはあるでしょうから。

○安達会長 この旧個人情報保護条例が出来て、個人情報事務登録簿という制度が出来た時点では、既にもう行われていたということですかね。

○大澤情報公開課長 そうですね、この中の消防の関係なんかでいうのはもう全てそうですね。消防検査の関係などは昭和の時代から、これはやらなくてははいけなかったもので、そうすると、むしろ旧個人情報保護条例の時代からもう既にやっていたものとか……

○齋藤情報公開課主任 旧個人情報保護条例が出来る前から事務がありましたので、もう既に事務は始まっているので、開始日が分からないと。消防の法律とかが随分昔に出来ていて、いつ改正されたとかというのはよく分からないので、というところです。

○安達会長 全く空欄というと気になるので、何か表記してほしいなという気がするんですけども。

旧個人情報保護条例の制定以前のとかね。以前の旧条例、もう既に登録簿制度は始まっていますのでね。そういうところから既にあったのを登録漏れしていたということであれば、その旧条例の施行日を記載しておいて、その施行日以前というように開始年月日をしておいてもらえば、一応そこで理解できる。

○大澤情報公開課長 はい。

○安達会長 以前からあったということが分かればいい。

○大澤情報公開課長 ちょっと記載の内容は工夫させていただき、今までもちゃんと整理されてこなかった部分の欄だと思いますので、それについては、分かりやすいように改善したいと思います。

○安達会長 検討していただければ。

○森田委員 結構ほかにも漏れている可能性はあるんですかね。

○大澤情報公開課長 先ほど申しましたとおり、1つの事務、例えば消防予防活

動という事務の中に検査という事務があるというよりも、組み替えというんですかね、実際に保有している個人情報で考えると、1つの業務をやるにあたって、そのポイントポイントで複数の個人情報が扱われているものがありますので、登録簿の見直しを行うタイミングで、実際に個人情報収集もしているということもあるので、登録簿の修正となります。

もともと昨年度御報告した登録簿の内容というのは、個人情報保護法の改正を受け、市の条例により登録簿の全ての見直しがあったので、そこからちょっとお時間が空いた中で、随分個人情報についての意識というような、所管としても非常に意識が高まっているところでいうと、その実務をやっている中でこの個人情報事務登録簿の今のまとめ方が、あるいは現在の事務の分類の方法による記載でいいのかというところで、1つの事務をさらに細かく分割して事務を見直すこともありますので、今後もちよっとあり得るかなとは思っています。

○安達会長 ほかに何か御質問等ございますか。

いかがでしょうか。

○加藤情報公開課主事 では、すみません、先ほどの登録簿の新規33件について、御報告させていただきましたが、資料3に変更と抹消もお載せしてありますので、件数のほう伝えさせていただきます。

変更が204件ございます。実施機関は、市長が160件、消防長が9件、議会が3件、教育委員会が28件、選挙管理委員会が4件となっております。

続いて、抹消については10件ございました。実施機関は、市長が7件、消防長が2件、教育委員会が1件となっております。

登録簿については以上です。

○安達会長 どうもありがとうございました。

よろしいですか。

特に御質問等ないようですので、本件については以上とさせていただきます。

では、次、お願いします。

○大澤情報公開課長 次に5点目、特定個人情報保護評価書についてです。

特定個人情報とは、マイナンバー、個人番号をその内容に含む個人情報を指します。

資料4、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

を御覧ください。

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする、または保有する国や地方公共団体などが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを宣言するものであり、評価した結果を評価書に記載、記録するものです。

この特定個人情報保護評価書の新規作成、変更の状況について御報告させていただきます。

○齋藤情報公開課主任 では、資料4を御覧ください。

今回変更した評価書と新たに評価を実施した評価書がありますので、御報告させていただきます。

裏面のほうを御覧ください。

まず、変更した評価書ですが、番号26番になります。こちらは事務が終了したことによりまして、事務の名称の後ろに終了日を追加したものになります。公表日は7月26日、所管課は社会福祉課になります。

新規と書いてあります新たに評価を実施した評価書について、27、28、29、30がございます。こちらは、先ほどファイル簿でも御説明した件になります。

こちらは、対象世帯に対して給付金を支給する事務において、支給要件を確認するためにマイナンバーを利用することから、保護評価を実施したものになります。

所管課は同じく社会福祉課、公表日が7月26日と11月7日になります。

評価書については、個人情報保護委員会のホームページで御覧いただけます。

報告は以上になります。

○安達会長 よろしいですか、何か御質問等ありますか。

よろしいですかね。

では、本件、以上とさせていただきます。

では、次をお願いします。

○大澤情報公開課長 次回の開催日程について調整をお願いいたします。

(次回日程調整)

○安達会長 では、次回は今年7月11日金曜日の午前10時からということで、

入れさせていただきます。

もし何らかの不都合がありましたら、早めに御連絡ください。

ほかに何かありますか。

○大澤情報公開課長 特に、事務局のほうでは以上でございます。

○安達会長 よろしいですか。

何かご発言ありますか、よろしいですか。

○山本委員 恐れ入ります、ちょっと内容的なものではないんですが、資料で数字的に若干違うのかなと思ったところがございます。

資料3、先ほど御説明いただいた資料3の1ページに、変更等の内訳として新規と計上されているんですけども、市長が17、議会が2となっておりますが、実際御報告いただいたものは市長が18、議会が1ではなかったかと。

○大澤情報公開課長 すみません、合計が33件で議会は1だったので、ちょっと事務局のほうで、こちらのほう、最終の資料としては訂正させていただきます。御指摘ありがとうございました。

○安達会長 重要な御指摘ですね。

○大澤情報公開課長 内訳の数字だったので、申し訳ありませんでした。

○安達会長 よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議は閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時36分閉会